

2018（平成 30）年度 知床半島ヒグマ管理計画アクションプラン実施結果

* 大きな変化のあった項目や直近の話題のみ抜粋

【ゾーン 1～4（特定管理地以外）】

■方策 6

仮設電気柵等による行動管理

⇒地域住民（漁業者・農業従事者等）へ仮設電気柵の貸出や導入支援を実施。

■方策 10

民間自然ガイドによるレクチャー等。そのために必要な情報提供を行う体制を整備。

■方策 12

適切・不適切な行動の明示と、利用者が行動を選択するうえで必要なそれらの情報の周知や普及啓発（ホームページ、SNS、パンフレット、拠点施設内の展示の活用）。

■方策 23

レクチャーや、各種メディアによる情報提供

⇒施設内でのリアルタイム出没情報の提供や SNS やウェブページを活用した情報発信を実施。公式ページとして「知床のひぐま」を製作、同ページの維持管理を通じて積極的な普及啓発を実施。知床情報玉手箱とのリンク等、アクセス数を伸ばすための対応を継続して実施。雑誌への寄稿（北海道新聞社発行「モーリー」）や本の出版（北海道新聞社「となりの野生ヒグマ いま何が起きているのか」）を通じて普及啓発や情報提供を実施。

■方策 14

野外看板の設置、広報

⇒ヒグマ注意看板の外国語版を 3 基製作し、道道沿いに新規設置（増設）。

■方策 20

野営場におけるクマ対策型ゴミ箱の設置

⇒国設知床野営場に新規で 2 基のクマ対策型ゴミ箱を設置。

■方策 22

看板設置による注意喚起

⇒道路管理者への看板設置に関する協力、啓発活動の協働呼びかけ（特定管理地方策 S3 参照）。

■方策 2 6

利用者の避難誘導（出沒時）

■方策 3 9

地域住民の避難誘導、指導等

⇒関係行政機関でヒグマ人身事故発生時の対応方針（知床半島ヒグマ管理計画対象地域版）（案）を作成（参考資料 3）。

■方策 2 6

降車抑止等の指導

⇒国道管理者と現状の状況を共有、恒久看板の設置を模索中。

■方策 2 8

住民との定期的な情報交換の場の設定

⇒平成 30 年度第 1 回適正利用・エコツーリズム検討会議において、ヒグマによる人身事故の早急な回避を実現していくための「新たな場」の設置について提案があったことを受け、斜里町で地元関係者との会合を開催した。

■方策 3 2

被害発生頻度の高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及

⇒羅臼町で住宅への電気柵貸し出しを実施。

■方策 3 6

住民居住地域におけるクマ対策を意識した家庭ゴミ収集ステーション、収集容器等の普及

⇒クラウドファンディングを活用し、3 基増設するための資金を獲得。2019 年 7 月頃までには設置の予定。

【特定管理地】

■方策 S 1

岩尾別川温泉道路における駐車禁止区間の設定、監視員ボックスの設置等地元関係機関連携によるサケ遡上期のカメラマン対策（斜里町・環境省・林野庁・知床財団）。

⇒昨年度と同様な対策を実施。魚が遡上せず大きな混乱なし。

■方策 S 3

車両での追跡撮影、長時間駐停車によるヒグマ出没待ちの自粛要請（環境省、林野庁、北海道、斜里町、羅臼町、知床財団）。

⇒追跡撮影や撮影のための出没待ち行為の自粛要請については具体的な進展なし。道路管理者（網走開発建設部、網走建設管理部）とのやり取りは継続、道路管理者が発行するチラシにヒグマに関する注意を掲載した。また国道については国道 334 号路線連絡会議の中でも餌やりや撮影停車による交通障害等が取り上げられた。

■方策 S 1 1

知床五湖利用調整地区に準じたレクチャーの実施や安全と適正な利用を担保する制度の導入。

⇒具体的な検討に至らず。受講者の費用負担も含めた制度を構築しなければ、常時レクチャーする体制は組めない。

■方策 S 1 8

河口域でのサケマス釣り利用に関して、釣り利用を前提とした管理をするか、あるいは制限するか、その扱いについて方針を決定する（環境省、林野庁、北海道、斜里町、知床財団）。

■方策 S 1 9

カメラマン・釣り人を対象にしたガイドライン作成等、普及啓発の推進（環境省、林野庁、北海道、斜里町、知床財団）。

⇒昨年度と同様な対策を現地で実施するが、管理方針は決定できず。

■方策 S 2 3（湯ノ沢地区） キャンプ場における指導（北海道・羅臼町）

⇒キャンプ場の全周には至っていないが、電気柵を大幅に延長。

平時と出没时间における管理の方策

方策No	管理計画に記載された方策	実施予定機関・団体(委託事業含む)								備考										
		環境省	林野庁	北海道	斜里町	羅臼町	標津町	財団	その他											
① ヒグマの管理対策	平時	1	・パトロール等を通じたヒグマの出没状況の把握	○	○	○	△	○	◎	◎	◎	環境省・斜里町・羅臼町は知床財団に業務委託 標津町は南知床ヒグマ情報センターに業務委託 環境省と林野庁は直営でも実施(ARやGSS等) 斜里町農地は猟友会に委託してパトロールを実施								
		2	・不法投棄ゴミやエソシカ・海棲ほ乳類の死体等誘引物の除去	△		△	△	◎	◎	◎		◎	環境省・斜里町・羅臼町は知床財団に一部業務委託。 羅臼町は町内の海棲哺乳類死体の撤去を主体として実施。 標津町は南知床ヒグマ情報センターに一部業務委託。							
		3	・一定の技術や経験を有する、普及啓発、モニタリング、問題個体の捕獲まで総合的に対応可能な現場実務者を安定的に確保するための人材育成、技術伝承			△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	各町は人材育成捕獲や有害鳥獣駆除作業を通じて人材育成を実施。 斜里町・羅臼町は新人育成補助を実施。知床財団他、関係団体は総合的な対策が可能な人材を育成、充実を図る。							
		4	・コミュニティ・ベースの管理を担う地元猟友会との情報交換・共有・調整				○	○	○	○	○		日常的な業務を通じて不定期に情報交換を実施。							
	出没时间	5	・個体識別を前提とした行動履歴情報の蓄積と共有						○	◎		◎	対応時にビデオやカメラ等を用いて個体識別を実施。							
		6	・仮設電気柵等による行動管理							◎			各町のヒグマ対策事業の中で状況に応じて実施。							
		7	・威嚇追い払い(ゴム弾・火花弾・轟音玉・犬)	△			△	○	◎	◎	◎	◎	各町のヒグマ対策事業の中で状況に応じて実施。 猟友会・南知床ヒグマ情報センターも実施。							
		8	・捕獲(駆除、生け捕り)	△			△	○	○	◎	◎	◎	各町のヒグマ対策事業の中で状況に応じて実施。北海道の「鉛製銃弾使用に関する指定猟法取扱要領」に対応し、対策連絡会議として別に定める3町共通の方針に従い、管理の明確化、許可対象者の限定、鉛製ライフル弾の使用の限定、捕獲した個体の確実な回収を行う。							
② 利用者への対応	平時	9	・公園拠点施設等や野外におけるレクチャー・情報提供・指導を行える体制整備	△	◎		△	○		◎	◎	知床世界遺産センターではBES(公園管理財団)が実施。 知床森林生態系保全センター(ボランティア活動施設)では林野庁が実施。 知床自然センター・五湖FH・羅臼VC・ルサFHでは知床財団が実施。 ルサFHの一部職員は羅臼町雇用。								
		10	・民間自然ガイドによるレクチャー等。そのために必要な情報提供を行う体制整備							◎			SNS等での情報提供。							
		11	・「知床国立公園知床半島中央部地区利用の心得」、「知床国立公園知床半島先端部地区利用の心得」記載内容の普及	△	○						◎		環境省はルサFHの運営とウェブページを通じて普及。 林野庁はGSSの活動を通じて普及。							
		12	・適切・不適切な行動の明示と、利用者が行動を選択するうえで必要なそれらの情報の周知や普及啓発(ホームページ、SNS、パンフレット、拠点施設内の展示の活用)	○							○	○	各施設の展示やホームページ等で実施。 ヒグマ餌やり禁止キャンペーンを実施。							
		13	・安全対策機材の利用推奨や貸出(クマスプレー・フードコンテナ等)								◎		木下小屋やルサFH等で貸出を実施。							
	出没时间	14	・野外看板の設置、広報	○	○						◎		ヒグマ生息地看板を環境省業務で設置。							
		15	・登山道・遊歩道における出没时间等の情報公開と周知	△	◎		△	△			◎		林野庁は登山道におけるヒグマ出没时间の発信を実施。 フレベの滝遊歩道等のヒグマ出没时间の発信は知床財団が実施。							
		16	・強制力のある利用者のコントロール(利用調整地区制度の導入等)	◎									◎	環境省は知床五湖で利用調整地区制度を運用。 高架木道を知床五湖で運用。 幌別駐車帯の閉鎖を道路管理者に依頼。						
		17	・アクセスのコントロールや安全管理可能な人材による引率	○		○	○				○		◎	知床五湖で利用調整地区制度を運用。 夏の繁忙期にマイカー規制を実施(カムイワッカ方面)。						
		18	・カメラマンやさけます釣り等特定目的の利用者向け啓発活動	○	○	○	○				◎	◎	幌別川の釣りについて、有志団体と協力して対策活動を実施。 先端部の釣りについては、羅臼町の遊漁船部会と不定期に情報交換。 地の涯駐車場等、国立公園内のキャンパー対策を各団体の業務内で実施。							
		19	・登山道、野営指定地等へのフードロッカーの設置、維持管理	◎										フードロッカーの維持点検は環境省が実施。						
③ 地域への対応	平時	20	・野営場におけるクマ対策型ゴミ箱の設置		◎						○		ウトロ野営場の現状改善に向け協議							
		21	・ホテル・観光船等を通じた利用者への普及啓発								◎		ホテル語り部さんと連携した啓発試行。 観光船での啓発方法について、事業者と具体案調整。							
	出没时间	22	・看板設置による注意喚起	△	△	△	△	○			◎		◎	各町のヒグマ対策事業の中で状況に応じて実施。						
		23	・レクチャーや、各種メディアによる情報提供。	△	○		△	△			◎	◎	◎	自然系各施設や各施設のSNS、ウトロ道の駅等で実施。						
		24	・利用自粛要請	◎	◎	◎	◎	◎						◎	各施設の管理者が状況に応じて実施。					
		25	・歩道等公園施設の閉鎖	△		△	△				◎			◎	知床五湖、フレベの滝遊歩道で閉鎖対応あり。 羅臼湖やクマ越えの滝の閉鎖実績なし、情報提供のみ。 カムイワッカ湯の滝では対応方針に基づいた対応。					
		26	・利用者の避難誘導、降車抑止等の指導	◎	◎	◎	△	△			○	○		◎	出没时间の降車抑止啓発について、道路管理者との連携模索。					
		27	・学校教育を通じた児童生徒への普及啓発(ヒグマ学習、トランクキット)				○				◎	◎			◎	ヒグマ授業を各町で実施。				
		28	・定期的な住民との情報交換の場の設定									◎				◎	ウトロで年1回実施。			
		29	・社会教育活動を通じた地域住民への普及啓発	○			○	○	○	○	○						◎	各種イベントや講習会を通じて普及啓発。		
出没时间	30	・ポスター等の掲示や町広報誌での情報発信				○	○	○	○							◎	既に実施している内容をベースに実施			
	31	・定期チラシ発行(春・秋のチラシ折り込み)				○	○	○	○								◎	町広報、知床財団便りヒグマに関する啓発記事を掲載。		
	32	・被害発生頻度の高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及				○	○	◎	◎								◎	ヒグマ対策事業や知床財団独自で実施。 農地の電気柵は補助金を用いて普及。		
	33	・ゴミや食料(干し魚等)の管理に関する指導				△	○	◎	◎									◎	主にヒグマ対策事業で実施。	
	34	・水産加工施設等への加工残滓の管理に関する指導						◎	◎	◎								◎	被害を抑制するための手法構築(残滓容器の開発)に向けた取り組みを実施。	
	35	・侵入防止柵・電気柵の整備				◎	◎			◎								◎	斜里町と羅臼町、知床財団で実施。	
	36	・住民居住地域におけるクマ対策を意識した家庭ゴミ収集ステーション、収集容器等の普及				◎				◎								◎	ウトロ東でクマ対策ゴミステーション1基を新規設置。	
	37	・居住地周辺の草刈り				△	△			◎	◎							◎	一部作業は町から業者に発注。 不足分については、ヒグマ対策事業で実施。	
	38	・防災無線、メール同報サービスによる出没时间の提供。				◎	◎	◎											◎	斜里町はメール同報サービスを利用。 羅臼町と標津町は防災無線を利用。
	39	・地域住民の避難誘導、指導等。				◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎	人身事故対応マニュアル素案の作成

◎: 主で実施している機関・団体
 ○: 副で実施している機関・団体、一部委託や外注して実施
 △: おもに委託や外注して実施している機関・団体

特定管理地における利用者への対応

地区名	方策 No	管理計画に記載された利用者向けの対応	実施予定機関・団体(委託事業含む)							備考
			環境省	林野庁	北海道	斜里町	羅臼町	財団	その他	
公園内車道沿線	S1	・岩尾別川温泉道路における駐車禁止区間の設定、監視員ボックスの設置等地元関係機関連携によるサケ遡上期のカメラマン対策(斜里町・環境省・林野庁・知床財団)。	○	○		○		○		現状対策の対策をまとめガイドライン案作成。
	S2	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・斜里町・羅臼町・知床財団)。	○	○	○	△	○	○		現状の対策を継続実施。
	S3	・車両での追跡撮影、長時間駐車によるヒグマ出没待ちの自粛要請(環境省・林野庁・北海道・斜里町・羅臼町・知床財団)。						◎		道路管理者との連携模索。要請事項とりまとめ。
知床五湖園地	S4	・自然公園法第23条利用調整地区制度に基づいた利用調整(環境省)。 - 地上遊歩道利用者への事前レクチャーの徹底。 - ヒグマ活動期における地上遊歩道ガイド同行の義務付け。 - ヒグマ遭遇時の遊歩道閉鎖・開放システムの整理。	◎							現状対策を継続実施。
	S5	・電気柵が整備された高架木道の維持運営(環境省)。	◎							現状対策を継続実施。
カムイワッカ湯の滝	S6	・「カムイワッカ地区でヒグマが出没した際の対応方針」に基づいた対応(斜里町・観光協会・環境省・知床財団)。	△			△		◎	◎	現状対策を継続実施。
	S7	・カムイワッカ地区自動車利用適正化対策(マイカー規制)に基づき混雑期に運行されるシャトルバスへの乗り換え促進(カムイワッカ地区自動車利用適正化対策協議会)。	○		○	○		○	○	現状対策を継続実施。
	S8	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・斜里町・知床財団)。	○	○	○	○		○	○	現状対策を継続実施。
ホロベツ園地	S9	・知床自然センターを拠点としたヒグマ情報の提供と、必要に応じた遊歩道閉鎖等の安全対策(知床財団、斜里町、北海道)。			△	△		◎		週刊ヒグマ情報など情報提供を継続実施。
	S10	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・斜里町・知床財団)。			○	△		◎		現状対策を継続実施。
	S11	・知床五湖利用調整地区に準じたレクチャーの実施や安全と適正な利用を担保する制度の導入検討。						◎		制度導入の可能性検討
岩尾別温泉	S12	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・斜里町・知床財団)。	○	○	○	△		◎		現状対策を継続実施。
	S13	・キャンプ・車中泊の自粛要請(林野庁、斜里町、知床財団、環境省)。	○	○		△		○		
	S14	・登山口掲示板における登山道ヒグマ情報の発信(林野庁、知床財団)。		◎				○		現状対策を継続実施。
	S15	・クマスプレー等対策備品の貸し出し(知床財団)。						◎		現状対策を継続実施。
幌別川河口域	S16	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・斜里町・知床財団)。	○	○	○	△		◎		幌別の釣りを守る会と協働。
	S17	・長期車中泊者対策としてのヒグマ出没多発期の国道駐車帯閉鎖(道路管理者)。				△			◎	駐車帯の閉鎖は斜里町から要請。
	S18	・河口域でのサケマス釣り利用に関して、釣り利用を前提とした管理をするか、あるいは制限するか、その扱いについて方針を決定する(環境省、林野庁、北海道、斜里町、知床財団)。	○	○	○	○		○		幌別の釣りを守る会と協働。
	S19	・カメラマン・釣り人を対象としたガイドライン作成等、普及啓発の推進(環境省、林野庁、北海道、斜里町、知床財団)。	○	○	○	○		○		現在試行中の対策を継続実施。試行内容を基にガイドライン案とりまとめ
集団施設地区(湯ノ沢町地区)	S20	・登山口掲示板における登山道ヒグマ情報の発信(林野庁、知床財団)。		◎				○		入山口での情報掲示
	S21	・羅臼ビジターセンターを拠点としたヒグマ情報の提供。クマスプレー等対策備品の貸し出し(知床財団)。	△				△	◎		現状対策を継続実施。
	S22	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・羅臼町・知床財団)。	○	○	○		○	○		現状対策を継続実施。
	S23	・キャンプ場における指導(北海道・羅臼町)。			○			◎		電気柵設置など現状対策を実施。
(沿線) 相泊ルサ	S24	・ルサフィールドハウスを拠点としたヒグマ情報の提供。クマスプレー等対策備品の貸し出し(知床財団)。	△					○	◎	現状対策を実施。
	S25	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底(環境省・林野庁・北海道・羅臼町・知床財団)。	○	○	○		○	○		現状対策を実施。
	S26	・カメラマン・釣り人を対象としたガイドライン作成等、普及啓発の推進(環境省、林野庁、北海道、羅臼町、知床財団)。						◎		幌別岩尾別の試行例を参考に今後の対応方針検討。

◎: 主で実施している機関・団体
 ○: 副で実施している機関・団体、一部委託や外注して実施
 △: おもに委託や外注して実施している機関・団体